

令和6年8月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年8月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（15名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	12番	原 範 子
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	18番	高 橋 克 美
20番	吉 川 弘		

欠席委員（3名）

11番	石 津 昭 彦	13番	池 田 治 和
17番	立 花 紀 貴		

事務局職員（3名）

事務局長	岡 野 康 宏	局長補佐	菅 野 裕 之
主 事	山 本 宗 宏		

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第5号 令和7年度国・県・市町村農業施策に対する意見・要望報告書について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時39分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は15名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年8月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、11番石津昭彦委員、13番池田治和委員、17番立花紀貴委員より欠席する旨の届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に、7番鈴木茂委員、8番池田勇委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第3号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号－1、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号－1、農地法第4条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、議案第1号－1の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。先日、現地を確認してまいりました。内容につ

いては事務局の説明のとおりでございます。申請地周辺は住宅街化しております、担当委員としては問題ないかと思いますが、委員の皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号-2、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号-2、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、議案第1号-2の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、水田を畑として耕作するための客土ということで、田畑転換に伴う一時転用申請であり、一時転用の期間は、許可の日から令和7年3月31日までとなっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明でございますが、隣接委員である大塚委員に説明をお願いいたします。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。内容については事務局の説明のとおりです。数年前まで稲作をしていたということですが、今後、サツマイモを栽培するため、客土するという事です。申請する法人は、他市でも実績があるということで、許可はやむを得ないということです。委員の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
暫時休憩いたします。

<休憩：午後3時45分>

<再開：午後3時46分>

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次に、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、自己住宅ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。先日、現地を確認してまいりました。内容については事務局の説明のとおりでございます。申請地周辺は住宅街化しておりまして、担当委員としては問題ないかと思いますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、自己住宅ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。8番池田勇委員。

8番 はい、8番池田です。先日、現地を見てきました。内容については、事務局の説明のとおりでございます。現地周辺は住宅街化しておりまして、担当委員としては問題ないかと思いますが、委員の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明でございますが、隣接委員である大塚委員に説明をお願いいたします。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。内容については、事務局の説明のとおりです。譲受人である太陽光発電事業の法人は実績もあるということで、許可相当

と思います。更なる審議をよろしく願います。

議長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明でございますが、隣接委員である大塚委員に説明をお願いいたします。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。内容については、事務局の説明のとおりです。譲受人である太陽光発電事業の法人は実績もあるということで、許可相当と思います。更なる審議をよろしく願います。

議長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題とい

たします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号ー5、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号ー5の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

議 長 次に、担当委員の説明でございますが、隣接委員である大塚委員に説明をお願いいたします。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。内容については、事務局の説明のとおりです。譲受人である太陽光発電事業の法人は実績もあるということで、許可相当と思います。更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、現況確認証明願についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第3号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は8月22日木曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の大塚委員、宮本委員、間山委員、事務局2名と私の8名で行いました。非農地証明願番号1、息栖地内の農地の状況は、竹林となっており非農地と判定いたしました。次に番号2、息栖地内の2筆の農地の状況は、竹林となっており非農地と判定いたしました。次に番号3、萩原地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。次に番号4、萩原地内の農地の状況は、耕作可能な

状態であり農地と判定いたしました。次に番号5、萩原地内の農地の状況は、沼地の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に番号6、萩原地内の農地の状況は、沼地の荒地状態であり非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。暫時休憩いたします。

<休憩：午後3時56分>

<再開：午後4時07分>

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1の調査にあたっては、7月22日月曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当委員の大塚委員、石津委員、事務局2名と私の7名で行ないました。また、番号2ないし番号4の調査にあたっては、8月8日木曜日、調査委員は吉川会長、担当委員の高橋委員、事務局2名と私の5名で行ないました。また、番号5の調査にあたっては、先程の議案第3号と同様に行ないました。最初に、番号1息栖地内の農地の状況は、建物が建っており非農地と判定いたしました。次に、番号2波崎地内の農地の状況は、雑木等の繁茂により荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3矢田部地内の農地の状況は、雑木と高草等で荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号4矢田部地内の農地の状況は、高草等の繁茂により荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号5奥野谷地内の2筆の農地の状況は、竹と高草の繁茂により荒地状態であり非農地と判定い

たしました。現地調査の報告は以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、令和7年度国・県・市町村農業施策に対する意見・要望報告書についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年7月12日に届出があった為受理しております。次に報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年7月18日に届出があった為受理しております。次に報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年7月19日に届出があった為受理しております。次に報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年7月23日に届出があった為受理しております。次に報告第2号、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年7月23日に届出があった為受理しております。次に報告第2号、番号6についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年7月23日に届出があった為受理しております。次に報告第2号、番号7についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年8月9日に届出があった為受理しております。続きまして報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者

及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、令和6年7月29日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和6年7月11日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は共同住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和6年7月12日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は建築資材及び車両置場であり、売買による所有権移転ということで、令和6年7月18日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号4についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、売買による所有権移転ということで、令和6年8月5日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号5についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は店舗であり、売買による所有権移転ということで、令和6年8月7日に届出があり受理しております。続きまして報告第5号、令和7年度国・県・市町村農業施策に対する意見・要望報告書について事務局よりご報告いたします。こちらにつきましては、令和6年5月21日付、6茨農会議発第107号にて、一般社団法人茨城県農業会議より依頼があり、各市町村農業委員会において、農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様が、日常の活動で把握した地域で問題となっている営農・生活に関する事項や認定農業者等地域農業の担い手から出された意見等を意見・要望として取りまとめ、報告してほしい旨の依頼がありました。一般社団法人茨城県農業会議では、県が施策化すべき事項及び県から国に施策化を働きかけるべき事項について、その意見・要望及び理由を検討して取りまとめるため、各市町村農業委員会から報告のあった意見・要望に加え、県域の農業経営者組織農業関係団体から聴取した意見・要望内容を整理し、常設審議委員会において検討・審議し、「令和7年度農業施策に対する要望」として機関決定するものです。神栖市農業委員会におきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から頂いた貴重なご意見・ご要望を、議案書のとおりまとめて記載し

てございますので、お目通しをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年8月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時16分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人